

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

資料課 薄井 達雄

### はじめに

島田三郎は、明治15(1882)年2月の神奈川県会議員の補欠選挙で当選し県会議員となつてから、その後も当選を重ね、県会議長を二度にわたって務めた政治家である。県政史上、重要な役割を果たした人物の一人であることは疑いのないところであろう。

しかし、島田に関係する資料をまとめて保管している機関はなく、その活動基盤であった横浜・東京をはじめ全国各地に点在している。書簡についても、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「榎本武揚文書」ほか、受取人のところに多数残されており、県内でも、徳富蘇峰宛ての書簡19通が徳富蘇峰記念館に、代議士 石原半右衛門及び佐久間亮弼宛てのものが横浜開港資料館に所蔵されている<sup>(1)</sup>。残念ながら、当館には関係資料の寄贈・寄託がなかったため、資料を所蔵していなかった。

このたび、当館の未整理資料の中から、当館開館直前(平成5年6月)に当館の前身機関である神奈川県立文化資料館が古書店から購入した島田三郎の書簡一通が見つかった。今まで整理されていなかったのは、文化資料館を閉館して新たに公文書館を開設するという大規模な移転作業に忙殺されていたためと推測されるが、開館25周年を機に、ここに紹介することとしたい。

### 1 差出人・島田三郎

前述のとおり、書簡の発信者である島田三郎は神奈川県会議長などを歴任した改進黨系の政治家であるが、自由民権家、社会運動家、ジャーナリスト、演説家として知られる存在であり、特に廃娼運動、足尾鉍毒事件支援、普選運動などで有名である。まず、その生涯を簡単に辿ってみたい<sup>(2)</sup>。

ペリーが浦賀に来航する前年の嘉永5(1852)年に幕府御家人鈴木家の三男として江戸で出生、少年時には昌平坂学問所で漢学を修め、幕府瓦解後は徳川宗家に従って静岡に移住し、明治2(1869)年には静岡藩の沼津兵学校第4期資業生となり、英書などを学んだ。

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

廃藩置県後に上京し、大学南校応用化学科、次いで大蔵省附属英学校で学問を続けた。この英学校在学中に洋行を志し、学資を貯めるために「横浜毎日新聞」の翻訳記者になった。

明治8年4月、新設された元老院の法律調査局に入り、官吏としてのキャリアを積み始め、以後元老院内で国憲取調委員局掛、雇外人ボアソナード掛、保健条例取調掛などに任命されている。これは、同年4月14日に発布された「漸次立憲政体の詔」で「元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ広メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス」とされているように、立法機関として設置された元老院において憲法案を作成するため、欧米の新知識に通じた多くの人材を必要としたためであろう。この間、4冊の翻訳書を上梓しているが、中でもベンサム「立法論綱」は、功利主義の紹介書として、全国の私塾、学習会で広く読まれ、民権運動の理論的支柱となったと言われている。この元老院には明治13年3月、文部省に転任するまで在職している。

元老院権少書記官から文部省少書記官に転任したのは、元老院副議長から文部卿になった河野敏鎌の推薦によるものであるが、河野は、自由民権結社「嚶鳴社」の前身「法律講習会」のメンバーであったので、嚶鳴社社員でもあった島田とは、もともとつながりがあったと思われる。

明治14年の政変により文部省を去って「東京横浜毎日新聞」に入り、翌明治15年には嚶鳴社幹部として立憲改進黨の創立に参加するとともに、同年行われた神奈川県議員補欠選挙に横浜から出馬して当選、議長に選出されている。そして国会開設に伴って明治23年の第一回総選挙に当選して以来、連続14回当選して、その間2年余にわたり衆議院議長を務めている。

今回紹介する書簡は、島田が官吏としての経歴を積み始めた元老院在職中のものであり、文部省で関与したのは、本書簡でも触れられている教育令の改正問題であるが、これについては後述する。

## 2 受取人・小西正蔭

書簡の受取人である小西正蔭<sup>③</sup>は、文政11(1828)年、駿河国沼津の国学者の家系である和田家に生まれているので、島田より24歳年長である。そして21歳の嘉永元(1848)

年に小田原の小西家の養子になっている。小西家は生薬商の旧家として有名で、濟生堂薬局を家業としている。300年以上の由緒を持ち、その祖先は小西行長と言われており、正蔭はその家の11代目である。また、小西家は薬種商とともに金融業も経営していたため、小田原藩とも密接な関係があり苗字帯刀を許される家柄であった。そのような家であったので町方でも重きを置かれ、代々町年寄を務めてきたため、正蔭も家督すると直ちに町年寄になった。

文久3(1863)年、小田原藩から藩庁御雇方御用取扱を命じられ、戊辰戦争に際しては、佐幕と勤王の間で藩論が動揺した藩の危急を救うために町民代表で官軍参謀に嘆願書を提出している<sup>(4)</sup>。明治4年11月には町政改革に当たって小田原第四区戸長となり、翌年2月14日には小学校設立に当たって学校吟味掛に任ぜられるなど、幕末から明治初年にかけて小田原町方の要職を歴任して町政、社会事業、教育振興などに尽力し、町では出色の人物として夙に知られる存在であった。

そして新たに設置された神奈川県会(定数47名)に、足柄下郡(定数3名)から選出され県会議員となり、開会に先立って行われた正副議長選挙において19票の最多票を得た南多摩郡選出の石坂昌孝に次ぐ12票を獲得し、初代の副議長に就任した。石坂は開会後間もなく議長を辞職しているので、副議長であった小西が第二代の県会議長に就任している。

このような政治的経歴を有する小西であるが、その名が今に伝わるのは、それにもまして和歌や書道などの文化的業績による。特に書道では、小学校の習字本を多数書いていることが大きな特徴である<sup>(5)</sup>。

## 4 書簡の解読

### 【読み下し】

拝啓 昨日者御枉車被下候処、御忽々申上、不敬之段御海恕奉仰候、  
其節御囑託之元老院会議傍聴手續キ之儀、掛リ之者へ問合せ候処、  
右傍聴牌ハ諸県庁官吏并ニ地方議員之為めに内務省へ相廻シ有之、  
院ニてハ直渡シ不致制規ニ御座候、  
依てハ内務省へ御出頭ニて神奈川県会議員之由御申述之上

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

傍聴牌御申請相成候ハ、無異議御渡シ可相成ト存候、  
尤本院ニテハ内務省書記官宛ニテ牌相廻シ置候事故、  
右省中何課ニテ取扱候哉、省中内規を詳知不仕候得共、  
多分庶務ニテ取扱候事ト存ジ候、心得迄ニ附記仕候、  
将又元老院会議ハ教育令当節之議案ニ御座候得共、  
当時修正委員之手ニ在リ、右修正案出来之上ならでハ開会不相成候間、  
尚ホ三五日間ハ開会有之間敷、開会之日ハ新聞紙中元老院録事欄内ニ  
掲出候間、其レニテ日期御承知被下度存候、  
折悪敷開議ニ間あり候得共、若シ其レ迄御滞京ニテ御傍聴被成候ハ、  
其節元老院ニテ小生御尋ね被下度、左候ハ、御案内可申上候  
右当用申陳度、如此ニ御座候  
五月二十四日 島田三郎 敬具

小西盟台

梧右

### 【現代語訳】

拝啓 昨日はお越し下さったにもかかわらず、落ち着いてお話もできず、失礼の段お許しください。

その時にご依頼のあった元老院会議傍聴手続きの件ですが、係官に問い合わせたところ、傍聴券は、各県庁の職員と地方議員用のものは内務省に送ってありますので、元老院で直接お渡しすることは規則上できないとのことでした。したがって内務省に御足労いただき神奈川県議員である旨をおっしゃっていただいた上で傍聴券を申請していただければ、問題なく渡してくれることと存じます。

元老院では傍聴券を内務省書記官宛てに送っていますから、内務省のどの課で取り扱っているのか、省内の規程を詳しく知りませんので不明ですが、おそらく庶務課ではないかと存じます。念のため付け加えさせていただきます。

元老院会議の当節の議案は教育令ですが、現在議案は修正委員が預かっていますので、

修正案がまとまらないと開会できません。まだ3～5日間は開会の見込みがありません。開会日は新聞の「元老院録事」欄に出ますので、ご覧になっていただきたいと存じます。

タイミングが合わず会議開会まで時間ができてしまいますが、もし開会まで東京にいらっしゃるようでしたら、元老院にお越しの節に私をお訪ねください。ご案内させていただきます。とりあえず用件のみにて失礼いたします。

5月24日 島田三郎 敬具

小西正蔭様

## 5 書簡の内容分析

### (1) 元老院の傍聴について

本書簡では、当時神奈川県会議員の職にあった小西が島田に、元老院会議の傍聴手続を教えてほしいと頼んでいる。

元老院とは、明治8年、政策の対立によって下野していた木戸孝允・板垣退助と、大久保利通を和解させることによって藩閥間の対立を調整し、あわせて民権派の勢力を削いで政権を安定させるという意図をもって伊藤博文や井上馨らが周旋して大阪で行われた「大阪会議」において、創設が合意されたものの一つである（そのほか、大審院及び地方官会議が設置された）。維新後、太政官制の下、立法機関としては、貢士対策所、公議所、集議院、左院と短期間で次々と改廃が行われてきた。左院の後継機関である元老院は、明治8年4月25日に設置され、国会開設に伴い明治23年10月20日に閉院されるまで15年余存続した<sup>6)</sup>。

元老院の主な任務は、明治8年11月制定の職制章程によると、「新法制定旧法改正ヲ議定スル」（第1条）ことと、「立法ニ関スル建白書ヲ受ク」（第11条）ることである。議案の審議に当たる議員は、元老院議官と呼称され、章程第2条には「議官ハ特選ヲ以テ任ス」とあり、同第3条には「議官ニ勅選セラル、者ハ第一華族第二勅奏任官ニ昇リシ者第三国ニ功劳アリシ者第四政治法律ノ学識ヲ有スル者トス」とされていた。

議官による立法審議のための会議は、元老院会議又は単に議官会議と呼ばれた。この会議は、毎年1月に開院され12月の閉院に至るまで、途中で1か月程度の夏季休院期間を除き常設された。会議の構成メンバーは、議長、副議長、幹事、議官であるが、院外から

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

大臣、参議、省使長官や議案作成の担当者が出席し、その主任の法律につき、利害を論じ、弁明を行う場合があった。

今日の国会審議は誰でも傍聴できるが、元老院会議の傍聴は、許可される範囲が華族及び奏任官以上の官吏に限定されていた。明治12年からは、その範囲が少々拡大され、判任官以上の官吏、府県会議員が追加された。

現在では国立公文書館に引き継がれている元老院関係資料の中で、元老院の関係する諸規則を編年順に綴ったものとして、「諸規則類」<sup>(7)</sup>があり、傍聴人取扱手続及び議事傍聴心得も掲載されている。それによると、明治11年7月16日付けの起案で改正された傍聴人取扱手続には、「傍聴牌ハ官院省使局藩府県及華族会館ノ請求ニ應シ之ヲ付与スヘシ」とされている。また、「元老院日誌」<sup>(8)</sup>明治12年5月20日の条には、第284号「県会議員傍聴手続茨城県へ回答」として、県会議員の傍聴に関する質疑応答が記録されている。

照会 十六日副議長宛茨城県令 県会議員ニシテ御院議事傍聴出頭候ハ、御許可相成儀ニ候哉、果シテ然ラハ如何ノ順序ヲ以出願可然哉、伺ノ者有之候ニ付、至急御回答被下度、此段及御照会候也

回答 茨城県令宛副議長 県会議員本院議事傍聴ノ儀ニ付御照会ノ趣致了承候、右傍聴ノ儀ハ豫テ許可相成有之候ニ付、地方長官ノ添書ヲ以テ出願候ハ、直ニ本院ニ於テ傍聴牌交付可致候、其節長官ノ添書無之者ハ内務省ニテ同牌交付ノ筈ニ豫テ同省へ打合置候間、右様御承知可有之、此段及回答候也

つまり、県会議員の傍聴の可否及び手続きを照会してきた茨城県に対し、県会議員の傍聴は以前から認められていること、地方長官の添書があれば元老院から、それがない場合には内務省から傍聴牌を交付することを回答しているのである。

### (2) 元老院の議事進行について

本書簡では、議案の修正委員による議案の修正案が出来上がるまでは開会できないと報じている。元老院の議事はどのような順序で行われていたのでしょうか。

議案の審議については、読会規則等によりその順序が定められている。すなわち、第一、第二、第三読会での審議を経、可否修正が決議された。議案下付から3日以内に第一読会を開き、議案の朗読、内閣委員の趣旨弁明、議案の大意につき可否の討論が行われた。第二読会では、議案を印刷頒布して条文の逐条審議を行い、是非の討論を十分尽くすこととされている。第三読会は、決議会である。各読会は、1日で終わらない場合は日を改めて読会が行われた。議案を修正する場合、簡単なものは読会で行われたようであるが、通常は修正委員を選任され、修正案を作成し読会にかけた。このような経過で審議された可決又は修正可決された議案は、上奏され、裁可を経て、法律又は勅令として公布された。否決されたものは太政官又は内閣に戻され、再議定に付されるものもあり、または廃案となるものもあった。

本書簡で話題になっている教育令は、「教育令布告按」という名称の議案第136号として、明治12年5月20日に第一読会が行われ、柳原前光議官（公卿出身）の建議により修正委員を選任し修正案の作成を附託することとされた<sup>9)</sup>。このときに選任された修正委員は、福羽美静（津和野藩出身の国学者）、細川潤次郎（土佐藩出身の法制学者）、田中不二麿（元文部大輔）の3議官であった。そして修正案が得られた後、6月6日に第二読会が開催された。この日だけでは討論が終結せず6月13日、17日、19日、20日（延会）、23日に引き続き第二読会が行われた。そこでようやく成案を得て、6月25日の第三読会において決議された。

明治12年の「元老院議事一覧表」<sup>10)</sup>を参照すると、この年審議された議案47件について、104回の会議が開かれているが、教育令の会議度数7回（第一読会1回、第二読会5回、第三読会1回）は、「徴兵令及ヒ近衛兵編制改正ノ議」の10回に次ぐ回数になっており、会議の紛糾ぶりを象徴していると言えよう。

### （3）書簡の年代比定

本書簡には5月24日という日付はあるものの年の記載を欠くが、これは書簡の性質上ごく普通に見られることである。したがっていつ書かれたものかを推定しなければならないが、本書簡には、元老院で教育令が審議され、修正委員が修正案を検討しているところ

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

だという記述がみられる。この日付は、上述のとおり明治12年5月20日に教育令の第一読会が開かれた後、6月6日に第二読会が開かれるまでの間に当たるので、この書簡は明治12年のものと考えてよいものであろう。

### (4) 教育令について

本書簡で話題となっている教育令とは、そもそもいかなるものであろうか。明治12年5月に元老院で審議されていた教育令は、その前後で数々の改正がなされたものの、同年9月29日付け太政官布告第40号を以て公布された。その時の公布文には、「明治五年八月第貳百四号ヲ以テ布告候学制相廢シ更ニ教育令別冊ノ通相定候條此旨布告候事」<sup>(11)</sup>とあり、明治5年制定の学制に代わるものであるとされている。

### (5) 学制について

明治維新は、教育を含む国民生活の全般にわたり革新をもたらしたが、明治新政府は欧米先進国を模範として近代学校制度を創設し、これを全国に実施することを目指した。全文部省が設置されたのは、明治4年7月18日であり、それは廃藩置県の直後であった。文部省は設置後直ちに全国に実施する教育制度を創設するための準備に着手した。欧米の教育制度の調査研究を行うとともに、国内の教育の実情も調査し、新しい国民教育制度の制度設計を行ったのである。

短期間ながら精力的な準備作業を経て、翌明治5年8月2日、学制<sup>(12)</sup>が公布された。学制発布に当たって政府がその趣旨を宣明した太政官布告によると、有名な「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」という言葉に見られるように、全国に新しく学校を設立し、全国民がこの学校に就学すべきであるとしている。また、従前の儒教思想に基づく伝統的な学問観・教育観を批判して、欧米流の近代思想に基づく個人主義的・実学的な学問観・教育観に立って新しい学校で学ぶ学問の意義を説いている。このような政府の方針を受けて、各府県では学校の設立と就学の督励に努めた。

学制は、これまでの学校が武家の学校（藩校）と庶民の学校（寺子屋等）とに分かれ、社会階層に基づく編成になっていたのを改めて、全国民に対して単一系統の学校制度を設

けようとした。すなわち全国を大学区、中学区及び小学区に区分して、それぞれ大・中・小学校を設立することとした。しかしながらこのような徹底した近代学校制度は、当時の我が国の実情との間に大きな隔たりがあり、そのまま実施に移すことは無理があった。

学制は、小学校について、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」とし、全国民が就学すべきものとされた。中学校は、小学校を卒業した生徒に「普通ノ学科」を授けるところとしたほか、大学校や師範学校についての定めも置かれているが、文部省はこれを一挙に実現しようとしたわけではなく、第一に小学校の開設に重点を置き、その後中学校その他の学校を逐次設置しようとした。

地方から見た学制の実施状況は、府県内を区分して設けられる中学区には学区取締が置かれ、小学区を分担して小学校の設立、就学の督励等を行ったが、その人数は一般に学生の規定を充足していなかった。本県においても、足柄県では明治6年3月、神奈川県では同年4月に中学区及び小学区を設け、学区取締を任命している。

学制実施を経費負担の面から見ると、政府が府県に配付した国庫交付金は少額に過ぎず、学校の設立維持の経費は地方住民の負担を原則としていた。しかし当時の実情として、学制に定める高額授業料を徴収することは不可能であった。また就学督励のため授業料は少額として貧困家庭からは徴収しない場合も多かったため、その経費は学区内の各戸への賦課金と住民有志の寄附金により調達せざるを得なかった。そのため地方住民の経済的負担は極めて大きく、やがて学制に対する不信不満の原因となり、批判を引き起こすことになった。それに加えて、教育に対する新しい考え方や内容に対しては、伝統的な思想や社会意識からの強い抵抗があった。徴兵令や地租改正などともに学制の実施も、明治新政府の一連の政策として民衆の怨嗟的になったのである。そのため当時の農民暴動に際して学校焼き討ち事件が各地に発生した。

学制は、我が国の近代教育制度の創設など教育の近代化に果たした役割は非常に大きいものがある。しかし当時の実情とかけ離れていたためその実施には困難が伴った。各府県における学制の実施は、文部省の指示の下、明治8～9年ごろまでは着々と進められたが、明治10年の西南戦争のころを境として転換期を迎えた。文部省でも、学制が当時の民情にそぐわないことを認め、その改正を検討することとなった。ちょうどそのころ文部大輔

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

田中不二麿がアメリカ視察から帰国し、アメリカの自由主義的、地方分権的な教育行政を紹介し、それが徐々に文部省の見解になっていった。また、西南戦争後は自由民権運動が盛んになり、財政面でも政府は難局に直面していた。

### (6) 学制の廃止と教育令の制定

文部省では明治 10 年に文部大輔田中不二麿を中心に委員を設け、学制の改正に着手した。田中はアメリカ流の自由主義を基調とした改正案を志向し、翌明治 11 年 5 月には改正法案である日本教育令が太政官に提出された。この文部省の原案を当時参議で法制局長官であった伊藤博文の下で、学区及び文部卿の職務権限に関する規定の削除などかなり大幅な修正がなされた後に、元老院の議に付されさらなる修正がなされた後、上裁を経て公布された。

教育令は、全国画一的で中央集権的な学制を改めて、教育の権限を大幅に地方に委譲し、その条文も学制に比して極めて簡略なものであった。教育令では学区制を廃止し、学校の設置や就学義務についても国の統制を緩和して地方の自由に委ねる方針をとった。

小学校に関する規定の要点は、次のようなものがあげられる。

- ① 学制では 8 か年の就学を原則としたが、教育令では学齢（6 歳～14 歳）期間中少なくとも 16 か月就学すべきものとした（第 14 条）。
- ② 公立小学校は 8 か年制を原則としたが、4 か年まで短縮できるものとし、毎年 4 か月以上授業すべきものとした（第 16 条）。
- ③ 学制では学校で教育を受けるものと定められていたが、教育令では学校に入らなくても別に普通教育を受ける途があれば就学とみなすこととした（第 17 条）。
- ④ 学制では学区を設けて小学校を設置することとしていたが、教育令では町村ごとに、あるいは数町村連合して公立小学校を設置すべきものとされた。また私立小学校があれば別に公立小学校を設置しなくともよいとされた（第 9 条）。
- ⑤ 小学校を設置する資力に乏しい地方では教員巡回の方法によることも認めた（第 18 条）。
- ⑥ 学制では私立小学校の設置に認可を必要としたが、教育令では府知事県令への届出で

足りることとした（第21条）。

- ⑦ 町村内の学校事務を幹理させるために、町村人民の選挙による学務委員を置くこととした（第10、11条）。
- ⑧ 小学校教則（教育課程の全国的基準）を定めず、公立学校の教則は文部卿の認可、私立学校の教則は府知事県令に届け出ることとした（第22、23条）。

## 6 島田と小西の関係

本書簡が出された明治12年5月当時、島田は27歳、小西は51歳であった。島田は、もともと幕臣の家の出身で維新後主に洋学を修め、徐々に自由民権運動に接近していくのであるが、神奈川県との縁は、明治6年に「横浜毎日新聞」の翻訳記者になった時だと思われる。翌明治7年、島田は、同新聞社の社員総代である島田豊寛の養子になっている。養父豊寛は、維新後横浜区長、神奈川県会議員などを歴任した人物である。島田家は、もと江戸にいて幕府の御用達を勤め、横浜開港に際して移住してきたという。

一方、小西は小田原町の上層の町人出身で、典型的な地方名望家の一人である。その生い立ちからしても伝統的な価値観を持っていた人物だと思われる。

この両者の接点は定かではないが、書簡中に小西が島田の家を訪問している旨の記述があることからすると、年齢は離れているものの、かなり親しい間柄であったと思われる。おそらく、島田が新聞記者時代に県下小田原町の有力者の小西の知遇を得たのではないか。その際、小西が沼津の生まれで、島田が沼津兵学校の出身であることも、両者の間で親しみを増す一要素になったのではないだろうか。

書簡の日付の明治12年5月は、地方三新法の一つ、「府県会規則」に基づいて、3月25日に開会した第一回の県会が、明治12年度の歳入歳出予算案を審議し、県令の提出した予算案の約2割を削減するなど県当局と議会との対立、さらには財政面での郡区の対立など様々な問題点を残しつつ閉会した直後であった。小西はこの第一回県会で副議長、次いで議長を務め、議事運営に当たったが、何分前例のないこともあり、取りまとめに苦労したことと考えられる。そして、その経験が元老院の議事傍聴を希望する理由の一つになったと思われるのである。

前出の「元老院日誌」の明治10年5月30日付けの伺いには、それらしい記述を見るこ

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

とができる。すなわち、「近来各府県ヨリ区戸長惣代人会議等ノ類ヲ開候節ニ議事ノ体裁施設之方法全ク未熟ノ趣ニ付、實際觀聽ノ為メ主任ノ判任官差出度、往々願出候向有之、将来府県会等設立ノ階梯ニテ本院会議ノ式ヲ以テ府県一般ノ模範ト可相成候条、長官ヨリ請求ノ分ノ限り傍聽被差許可然哉、此段奉伺候也」という件である。つまり、地方に新たに設置される各種の会議運営の模範として元老院会議の運営を傍聽させることが有益であるとの認識がすでにあつたことが分かるのである。

また、小西は明治5年に小学校設立に当たって学校吟味役に任じられるなど、教育行政にも深く関与していた。元老院で審議されていた学制に代わる教育令の内容にも、並々ならぬ関心を示しても何ら不思議はないであろう。

## 7 島田と教育令改正問題

明治12年当時は元老院に奉職していた島田は、翌明治13年には文部省に転じ、同じく元老院副議長から転じた河野敏鎌文部卿の下、教育令の改正<sup>(13)</sup>に邁進することになる。明治13年に、天皇が山梨・長野・愛知・三重・京都・兵庫の各県を巡幸したときに、河野文部卿が供奉しているが、島田は河野に随行している。河野はそのときの地方教育視察の結論として、教育の盛衰は人民の貧富風俗によるものではなく、その地方官の教育督励如何にあると断言し、教育は「干渉主義」によらなければならないことを強調している。ここに教育令改正の方向が示されている。

島田は、河野の下で改正作業に当たることになり、同年7月には、教育令改正委員に任命されている。12月には、三条太政大臣あてに「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」と「教育令改正案」が上申された。そして、12月23日、教育令の改正案が元老院の議に付せられたとき、政府委員を命ぜられ、「内閣委員 番外一番 文部権大書記官」として会議に出席している。そして改正教育令は、12月28日には早くも公布されている。

文部官僚としての島田は、教育を「公利公益」という人民の権利に関わるものとみなし、政府の干渉は、その人民の権利を護る義務からのもので、人民の自治、自立、独立を助けるものであるという認識に基づいていた。彼は、普通教育は政府が干渉すべきと主張し、人民が学校の興廢を自由にできると誤解し、そのために学校が衰頹破滅に瀕していると非難している。

## おわりに

元老院在職中の島田は、主に日本国憲法案検討のため先進諸外国の憲法の翻訳を行っており、保健条例にも関与した形跡があるが、文部行政に積極的に携わった経歴は認められない。また、小西と島田はともに神奈川県会議員になっているが、島田が初当選した時には小西はすでに議員を辞めた後であり、同僚議員であった時期はない。

このように県会ではすれちがいの関係にあった両者であるが、意外なところにあった両者のつながり、教育令や元老院会議の議事運営に対する小西の関心の深さがうかがえる点で、興味深い書簡と言えるのではないだろうか。

元老院時代に審議された教育令について、直後に文部省に転じ教育令改正派の急先鋒になる島田は、このときどのような考えを持っていたのか知りたいところである。

## 【注】

- (1) 『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館 2006年）
- (2) 島田三郎の経歴については、『国史大辞典』（吉川弘文館 1992年）、高橋昌郎『島田三郎伝』（まほろば書房 1988年）を参照した。
- (3) 小西正蔭の経歴については、『神奈川県史 別冊1 人物』（神奈川県 1983年）、『小田原近代百年史』（形成社 1968年）を参照した。
- (4) 「慶応4年5月 小田原宿役人より官軍参謀方へ大久保氏恭順につき寛大処置嘆願書」（『神奈川県史 資料編5 近世2』資料番号136）、「慶応4年6月 小田原宿役人より江川太郎左衛門手付へ藩主宥免願取次方嘆願書」（『同』資料番号138）がある。
- (5) 当館に寄託されている資料の中にも、『小学習字本』（相模国足柄上郡谷ヶ村武尾家文書 明治10年）をはじめ数点ある。
- (6) 元老院の組織、規則等については、『国史大辞典』、柴田和夫「国立公文書館所蔵元老院関係資料について」（『北の丸』第6号 国立公文書館 1976年）を参照した。
- (7) 原本は国立公文書館蔵
- (8) 同前。
- (9) 「元老院会議筆記」（国立公文書館蔵）

## 資料紹介「島田三郎の書簡」

(10) 国立公文書館蔵

(11) 『法令全書 第12巻ノ1 明治12年』(原書房 1975年)

(12) 学制及び教育令については、主に『学制百年史』(文部省 1972年)、『神奈川県教育史 通史編 上巻』(神奈川県立教育センター 1978年)を参照した。

(13) 島田三郎と教育令改正の関わりについては、福井淳「嚶鳴社員官吏と『改正教育令』—島田三郎を中心として—」(『歴史学研究』第535号 1984年)、武田晃二「島田三郎の『普通教育論』—改正教育令制定前後の文部省普通教育政策に関する一考察—」(『岩手大学教育学部研究年報』第51巻第1号 1991年)を参考にした。

蝦田川邸の書翰

申す所は申す所  
上  
申す所は申す所  
申す所は申す所  
申す所は申す所  
申す所は申す所  
申す所は申す所

真実無之地言辨以之  
由籍者其也  
直流之教判規  
依之由籍者  
未其川縣會  
由由由直之役聽牌  
以由直其  
以流之其如之役  
由籍者其定流之牌

本通之書、及好左有申  
 何得之書、及好左有申  
 田親之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申  
 及公庶務之書、及好左有申

此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、  
 此の如く、

小西園名  
 松石

小西園名  
 松石

小西園名  
 松石

小西園名  
 松石